

議員提出第3号議案

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例を次のとおり制定するものとする。

令和2年5月1日提出

安城市議会議員	鈴木	浩
〃	野場	慶徳
〃	大屋	明仁
〃	近藤	之雄
〃	松尾	学樹
〃	辻山	秀文
〃	白山	松美
〃	宗	文代

安城市議会委員会条例の一部を改正する条例

安城市議会委員会条例（昭和42年条例第47号）の一部を次のように改正する。
第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が指名することができる。

第7条第3項を同条第5項とし、同条第2項に次のただし書を加える。

ただし、閉会中においては、議長が変更することができる。

第7条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 常任委員及び議会運営委員の任期満了による後任者の選任は、任期満了の日前30日以内に行うことができる。
- 3 第3条第1項（第4条第3項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、前項の規定による選任が行われたときは、当該選任前の常任委員又は議会運営委員の任期は、当該選任が行われた時までとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

－提案理由－

この案を提出したのは、常任委員及び議会運営委員について、任期満了の日前に後任者を選任することができるようにする上で必要があるため。